

2026年5月13日

各位

株式会社エクスネット

「投資運用関係業務受託業」登録のお知らせ

～資産運用業務の効率化と高度化を実現するために～

株式会社エクスネット(代表取締役社長:茂谷武彦、以下「当社」という)は、2026年5月12日付で、金融商品取引法に基づく「投資運用関係業務受託業(運用対象財産の評価額の計算に関する業務)」(※1)の登録(登録番号:関東財務局長(投受)第6号)を完了しましたことのお知らせ致します。

(※1)金融商品取引法第2条第43項第1号に定める投資運用業等の運用対象資産の評価額の計算に関する業務(具体的内容)

- ① 投資信託財産に係る計算及びその審査(投資信託財産の基準価額の算出及び当該算出に向けた投資信託の設定・解約の集計、資産の約定照合、利金・配当金等の計上等を含む。)
- ② 上記①のほか、投資一任契約等の運用対象財産の評価額の計算及びその審査

当社は、社会的存在意義であるパーパスを「資産運用業界に新しい価値を生み出し、社会の今と未来を支える」と定めております。当社が投資運用関係業務受託業者として投資運用関係業務を受託することで、資産運用会社が投資運用業等の登録要件(人的構成要件)の一部緩和を受けることが可能となり、既に提供しておりますスマート・アウトソーシングサービス®(※2)とあわせて、資産運用立国の目指す「運用業の新規参入促進」と「運用効率化」に貢献してまいります。

(※2)スマート・アウトソーシングサービス®について

当社が提供する、主にミドルオフィス、バックオフィス向けの業務代行サービスで、「Operationのあらゆる業務に精通した複数の管理者態勢により、最小の業務定義書で最良・最善の成果を提供」することを目指したサービスです。

■ 投資運用関係業務受託業について

投資運用関係業務受託業は、資産運用立国実現プランの下、資産運用業への新規参入を促進する観点から、投資運用業者等が投資運用関係業務を適切な品質が確保された事業者へ外部委託することにより運用に専念できる環境整備を行うため、金融商品取引法における任意登録制度として2025年5月に施行・創設された制度です。

以上

【報道機関向け問い合わせ先】

株式会社エクスネット

第三金融サービス本部

03-5367-2204

担当:丸山/杉田/小崎/和村